

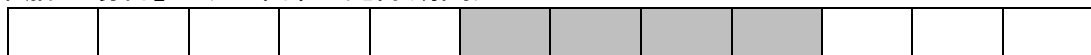
平成31年4月から

国民年金加入の方の産前産後期間の 免除制度が始まります

・国民年金第1号被保険者について、出産日又は出産予定日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。※免除期間は満額の基礎年金が保障されます。

- ※1 出産予定日の属する月と実際の出産日の属する月が違った場合であっても、原則として変更は行えません。（ただし、免除期間が増える場合や単胎出産予定の方が多胎出産された場合は変更可能です。）
- ※2 多胎妊娠（双子等）の場合は、出産日又は出産予定日の3か月前から6か月間の保険料を免除。
- ※3 ここでの出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

【単胎の場合】（塗布部が免除期間）



↑ 出産予定日の6月前より申請可

↑ 出産日又は出産予定日

【多胎の場合】（塗布部が免除期間）



↑ 出産予定日の6月前より申請可

↑ 出産日又は出産予定日

《よくあるご質問》

Q. 平成31年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？

A. 法施行が平成31年4月ですので、平成31年4月以降に届出を提出いただきます。3月に出産した場合は、4月分・5月分の保険料が免除適用となります。

※早くても平成31年2月に出産の方から、この制度を利用可能な方となります。

《手続きに必要なもの》

・母子健康手帳

※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書や戸籍謄本など出産日かつ親子関係を明らかにする書類をお持ちください。

ご不明な点等ございましたら、お尋ねください。

小郡市国保年金課 医療年金係 72-2111（内427）